L6_Ver.2.2

電気需給約款（低圧）

【低圧法人】

（2023 年 10 月 31 日以前に低圧プランをお申込みいただいたお客さま向け）

2026 年 11 月 1 日

U-POWER | U-NEXT HOLDINGS

電気需給約款目次

I.　総　則 1
第 1 条（適用） 1
第 2 条（定義） 1
第 3 条（単位および端数処理） 2
第 4 条（本約款の変更） 3
第 5 条（法定書面の電磁的方法による交付） 3
第 6 条（本約款に定めのない特別な事項） 3
II.　契約について 3
第 7 条（電気需給契約の申込み） 3
第 8 条（契約期間） 3
第 9 条（電気需給契約の単位） 3
第 10 条（供給の開始） 4
第 11 条（承諾の限界） 4
III.　契約種別および料金 4
第 12 条（契約種別） 4
第 13 条（料金等） 4
IV.　料金の算定および支払い 4
第 14 条（料金の適用開始の時期） 4
第 15 条（検針日または計量日） 4
第 16 条（料金の算定期間） 5
第 17 条（使用電力量の計量） 5
第 18 条（料金の算定） 5
第 19 条（料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限） 5
第 20 条（料金その他の支払方法） 6
第 21 条（請求書の発行） 7
第 22 条（延滞利息） 7
第 23 条（解約違約金） 7
V.　使用および供給 7
第 24 条（適正契約の保持） 7
第 25 条（需要場所への立入りによる業務の実施） 7
第 26 条（電気の使用にともなうお客さまの協力） 8
第 27 条（供給の停止） 8
第 28 条（供給停止の解除） 8
第 29 条（供給停止期間中の料金） 8
第 30 条（損害金） 9
第 31 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止） 9

第 32 条（損害賠償の免責） 9
第 33 条（設備の賠償） 9
VI.　契約の変更および終了 10
第 34 条（電気需給契約の変更） 10
第 35 条（名義の変更） 10
第 36 条（電気需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算） 10
第 37 条（お客さまからの電気需給契約の廃止） 10
第 38 条（当社からの解約等） 10
第 39 条（電気需給契約消滅後の債権債務関係） 11
VII.　工事および工事費の負担金 11
第 40 条（需給地点および施設） 11
第 41 条（計量器等の取付け） 11
第 42 条（電流制限器等の取付け） 12
第 43 条（供給設備の工事費負担金） 12
第 44 条（需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け） 12
VIII.　保 安 12
第 45 条（調査に対するお客さまの協力） 12
第 46 条.（保安等に対するお客さまの協力） 12
IX.　そ の 他 13
第 47 条（反社会的勢力の排除） 13
第 48 条（管轄裁判所） 13
第 49 条（電気需給契約に係る個人情報の第三者提供） 13
第 50 条（本約款の実施日） 13
別　表 1
別表１．適用地域 1
別表２．再生可能エネルギー発電促進賦課金 2
別表３．電源調達調整費 3
別表４．契約種別 5
別表５．プラン別料金表 7
別表６．非化石証書費 11
別表７．使用電力量の協定 12
別表８．日割計算の基本算式 13
別表９．需要場所 15
別表１０．記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置 15
別表１１．その他調整額 16

Ⅰ. 総　則

第１条（適用）

１．この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ（以下「当社」といいます。）が、当社所定の方法で申込みいただいた低圧で電気の供給を受けるお客さま（以下「お客さま」といいます。）に対して、託送供給等約款（第２条第15号に定義します。）および一般送配電事業者との接続供給契約にもとづき、供給区域内の需要場所に株式会社Ｕ－ＰＯＷＥＲ　ＧＲＥＥＮ　ＭＡＲＫＥＴＩＮＧ（以下「ＵＰＧＭ」といいます。）が供給する電気を小売するときの電気料金その他の供給条件を定めたものです。当社は、小売電気事業者であるＵＰＧＭとの取次ぎ契約にもとづき、電気を小売します。

２．本約款は、別表１に定める地域に適用します。ただし、離島（その区域内において自らが維持し、および運用する電線路が自ら維持し、および運用する主要な電線路と電気的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限ります。）は除きます。

第２条（定義）

本約款における用語の定義は、それぞれ次の各号のとおりとします。

（１）　一般送配電事業者
本約款第 1 条第２項において定める地域の一般送配電事業を営むことについて電気事業法第 3 条の許可を受けた事業者をいいます。

（２）　低圧
標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

（３）　電灯
LED、白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

（４）　動力
電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

（５）　小型機器
主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

（６）　負荷設備
お客さまが使用できる負荷設備をいいます。

（７）　契約主開閉器
契約上設定される遮断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路を遮断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

（８）　契約電流
契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相２線式標準電圧１００ボルトに換算した値といたします。

（９）　契約容量
契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

（１０）　契約電力
契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

（１１）　使用電力量
お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で計量された 30 分ごとの値をいいます。

（１２）　消費税等相当額
消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。

（１３） 再生可能エネルギー発電促進賦課金
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。
（１４） 貿易統計
関税法にもとづき公表される統計をいいます。
（１５） 平均燃料価格算定期間
貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。
（１６） 託送供給等約款
一般送配電事業者が、電気事業法第 18 条第 1 項に基づき経済産業大臣の認可を受けた託送供給約款または経済産業大臣に届け出た託送供給約款をいいます。
（１７） 契約締結前の書面交付
電気事業法第 2 条の 13 に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
（１８） 契約締結後の書面交付
電気事業法第 2 条の 14 に定める電気料金その他供給条件が記載された書面の交付をいいます。
（１９） 記録型計量器等
記録型計量器および記録型計量器以外の計量器の総称をいいます。
（２０） 計量期間等
計量期間と検針期間等の総称をいいます。
（２１） 夏季
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間をいいます。
（２２） その他季
毎年 10 月 1 日から翌年の 6 月 30 日までの期間をいいます。

第 3 条（単位および端数処理）
本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は次の各号のとおりとします。
（1） 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア（kVA）とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
（2） 契約電力の単位は、1 キロワット（kW）とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。ただし、動力契約については、算定された値が 0.5 キロワット以下となるときには、契約電力を 0.5 キロワットといたします。
（3） 使用電力量の単位は 1 キロワット時（kWh）とし、その端数は小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
（4） 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし､その端数は切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位はそれぞれ 1 円とし、その端数はそれぞれ切り捨てます。

第 4 条（本約款の変更）

１．当社は、託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、燃料費等が高騰した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合、当社はあらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社が適切と判断した方法により周知することにします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。

２．本約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾するものとします。

イ）供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ）契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ）上記にかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。

第 5 条（法定書面の電磁的方法による交付）

当社は、電気事業法その他法令に基づきお客さまに交付する書面について、電子メールの送信またはインターネット等の電気通信回線を通じて閲覧に供する方法により提供を行うものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾するものとします。

第 6 条（本約款に定めのない特別な事項）

本約款に定めのない特別な事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

II. 契約について

第 7 条（電気需給契約の申込み）

１．お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承諾のうえ、当社所定の方法によって申込みをするものとします。

２．電気需給契約は、前項の申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

第 8 条（契約期間）

電気需給契約の契約期間は、契約が成立した日から、料金適用開始の日より後の最初の検針日または計量日（第 15 条第 2 項に定める）が属する月を起算月として 35 ヶ月後の月に属する検針日または計量日の前日を経過する日までといたします。ただし、契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、3 年ごとに同一条件で更新されるものとし、以後同様といたします。なお、料金適用開始の日は、第 14 条に定めるものとします。

第 9 条（電気需給契約の単位）

当社は、動力を使用する需要（交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトで電気の供給を受けるものをいいます。ただし、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧

100 ボルトおよび 200 ボルトで電気の供給を受けるものをいうことがあります。）に対する契約とあわせていずれかの契約種別を契約する場合を除き、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 電気需給契約を結びます。

第 10 条（供給の開始）

１．一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。

２．当社は、お客さまの電気需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。

３．天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

第 11 条（承諾の限界）

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の電気需給契約の料金が、支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

III. 契約種別および料金

第 12 条（契約種別）

契約種別は別表４のとおりといたします。

第 13 条（料金等）

料金は、別表５によって算定する基本料金（または最低料金）、電力量料金、別表２（３）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表６によって算定された非化石証書費の合計に、別表３によって算定された電源調達調整費（燃料費調整額および調達調整費）および別表１１に定めるその他調整額を加えたものといたします。なお、電力量料金は、月の使用電力量によって算定いたします。

IV. 料金の算定および支払い

第 14 条（料金の適用開始の時期）

料金は、需給開始日から適用いたします。ただし、あらかじめ電気需給契約書を作成されたお客さまについて、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めに帰すことのできない事由によって需給が開始されない場合を除き、原則として電気需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

第 15 条（検針日または計量日）

１．電気の検針は、月ごとに一般送配電事業者が行います。

２．電気の検針は、供給地点ごとに、当該一般送配電事業者が供給地点の属する検針区域に応じて定めた基準となる検針日（以下「検針日」といいます。）に行なうものといたします。また、電気の計量は、電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）に行うものといたします。

３．一般送配電事業者は、記録型計量器等の故障や非常変災等の特別な事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日または計量日に電

気の検針を行ったものとします。

第 16 条（料金の算定期間）

料金の算定期間は、前月の検針日または計量日から当月の検針日または計量日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日または計量日の前日までの期間または直前の検針日または計量日から消滅日の前日までの期間といたします。

第 17 条（使用電力量の計量）

使用電力量等の計量は以下各号のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知（電気需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力会社からの当社への通知）があった後、検針日または計量日の属する月または翌月にお知らせいたします。

（１） 使用電力量の計量は一般送配電事業者の設置する記録型計量器によるものといたします。

（２） 記録型計量器等の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表７を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

第 18 条（料金の算定）

（１） 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「月」として算定いたします。

イ）電気の供給を開始しまたは電気需給契約が消滅した場合

ロ）契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合

（２） 前項イ）またはロ）の場合は、次により料金を算定いたします。

イ）基本料金は、別表８（１）イ）により日割計算をいたします。

ロ）電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表８（１）ハ）により算定いたします。ただし、電灯プランの料金適用上の電力量区分については、別表８（１）ロ）により日割計算をいたします。

ハ）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表８（１）ニ）により算定いたします。

ニ）イ）、ロ）またはハ）によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

（３） 第１項イ）の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除きます。また、第１項ロ）の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

（４） 料金は、電気需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

第 19 条（料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限）

１．お客さまの料金の支払義務が発生する日は、検針日または計量日といたします。ただし、本約款第 17 条第１項第２号の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。また、電気需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。

２．お客さまの料金は、本約款第 20 条第１項各号により支払われる場合は、それぞれ次の日（総称して、以下「支払期日」といいます。）までに支払うものとします。

イ）本約款第 20 条第１項イ）により支払われる場合は、別途当社がお客さまに通知する日

ロ）本約款第 20 条第１項ロ）により支払われる場合は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目

ハ）本約款第 20 条第１項ハ）により支払われる場合は、別途当社が指定したクレジットカード会社がお客さまに通知する日
ニ）本約款第 20 条第１項ニ）により支払われる場合は、別途請求書に記載された支払期限の日

３．お客さまが料金を本約款第 20 条第１項ロ）により支払われる場合で、支払期日が日曜日または銀行法第 17 条第１項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、その前営業日に料金を支払っていただきます。

４．前二項の規定にかかわらず、当該月の調達調整費が追加請求基準値を超過した場合、その支払負担軽減を目的に、当社は、当該追加請求金額についてお客さまと電気需給契約の継続期間において最大 36 か月間の分割請求を行うことができます。なお、延滞時を除き当該分割請求額に利息は付さないものとします。

第 20 条（料金その他の支払方法）

１．お客さまは、前条に定める料金については毎月、工事費負担金等その他の支払いについてはそのつど、当社が指定する金融機関、クレジットカード会社等を通じて、次の方法により支払うものとします。なお、支払いにともなう費用は、お客さまの負担とします。
イ）お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望する場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し込むものとします。
ロ）お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払う場合は、当社が指定した様式により申し込むものとします。なお、この場合に振込手数料等が発生する場合は、お客さまの負担とします。
ハ）お客さまが料金を当社が指定するクレジットカード会社との契約に基づき、当該クレジットカード会社に毎月継続して料金を立替払いさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払込みにより支払う場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し込むものとします。
ニ）お客さまが料金を当社から送付する請求書により支払う場合、当社が発行する請求書を使用して、コンビニエンスストア等でお支払いいただきます。なお、この場合、当該電気料金とあわせて請求書発行手数料として 550 円（税込）をお支払いいただく場合がございます。

２．お客さまが料金を前項により支払う場合は、次に定めるときをもって当社に対する支払いがなされたものといたします。
イ）前項イ）により支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
ロ）前項ロ）により支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。
ハ）前項ハ）により支払われる場合は、クレジットカード会社により決済承認がされたとき。
ニ）前項ニ）により支払われる場合は、料金がコンビニエンスストア等に払い込まれたとき。

３．当社は、第１項の定めにかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払うことを依頼する場合があります。この場合、前項の定めにかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

４．本条により支払われた料金は、お客さまの支払債務の発生した順序で当該債務に充当いたします。

５．お客さまは、選択した支払方法を変更する場合、当社所定の方法により当社に申し出るものとし、変更後の支払方法は、当社が当該申出を承諾し、所定の手続きが完了した後の最初の請求から適用されるものとします。

６．前項の規定にかかわらず、お客さまが支払方法を変更した場合であって、変更前の支払方法に係る未払い料金（以下「旧支払方法未払い債権」といいます。）があるときは、当社は、当該旧支払方法未払い債権を、変更後の支払方法にて請求される料金と合算して請求できるものとします（延滞利息も合算請求の対象となります)。この場合、お客さまは、合算された料金を、変更後の支払い方法により支払うものとします。
７．当社は、前項に基づき旧支払い方法未払い債権を合算して請求する際は、請求書等によりその内訳（延滞利息を含みます）を明示し、お客さまに通知いたします。
８．当社、当社が指定した金融機関または一般配送電事業者等でのシステム・ネットワークの障害等、もしくは非常変災等のやむをえない事情により、当社による請求もしくは支払いの受付ができない場合、翌月以降に料金をまとめてお支払いいただく場合があります。

第 21 条（請求書の発行）

当社は、料金その他の請求額を、電子メールの送信またはインターネット等の電気通信回線を通じて閲覧する方法により、お客さまの閲覧に供します。このとき、当社はお客さまに電子メールを送信したことまたは WEB サイトに請求額にかかる電子データを登録したことをもって、お客さまへのご請求を行ったものといたします。

第 22 条（延滞利息）

お客さまが料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払い日までの期間の日数に応じて、対象となる料金から消費税等相当額および再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた残額に、年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて得た金額を延滞利息として申し受けます。 なお、延滞利息および消費税等相当額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てます。

第 23 条（解約違約金）

第 8 条に定める契約期間満了前に電気需給契約を廃止または解約される場合は、解約違約金として、金 9,800 円（不課税）を申し受けます。また、第 8 条に基づく電気需給契約の更新後においても、更新日が属する月またはその翌月以外に電気需給契約を廃止または解約される場合は、解約違約金として、金 9,800 円（不課税）を申し受け、以後も同様とします。

V. 使用および供給

第 24 条（適正契約の保持）

当社は、お客さまとの電気需給契約が電気の使用状態に比べて不適当と認められると判断した場合は、すみやかにお客さまに通知するものとし、お客さまは、当該契約を適正なものに変更するものとします。

第 25 条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社、ＵＰＧＭおよび一般送配電事業者は、次の各号の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合、お客さまは、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。なお、お客さまの求めに応じ、業務の実施者は、所定の証明書を提示いたします。

（１） 需給地点の記録型計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
（２） 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認

（３） 計量値の確認
（４） 本約款第 24 条または本約款第 26 条により必要な処置
（５） その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは消滅等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第 26 条（電気の使用にともなうお客さまの協力）
１．お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社、ＵＰＧＭもしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまは、自己の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用するものとします。
イ）負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
ロ）負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
ハ）負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
ニ）著しい高周波または高調波を発生する場合
ホ）その他イ）、ロ）、ハ）またはニ）に準ずる場合
２．お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続して使用する場合は、前項に準ずるものといたします。また、この場合、発電設備に関する技術基準、その他法令等に従い、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款とは別に定める発電設備系統連系サービス要綱に遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続するものといたします。

第 27 条（供給の停止）
１．一般送配電事業者は、託送供給等約款に定めるところにより、電気の供給を停止することがあります。
２．お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社およびＵＰＧＭは、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
イ）お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
ロ）お客さまの需要場所内の記録型計量器等もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社および一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
３．お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電事業者に依頼することがあります。
イ）お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合
ロ）電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合

第 28 条（供給停止の解除）
前条によって電気の供給を停止した場合、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社およびＵＰＧＭは、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

第 29 条（供給停止期間中の料金）
本約款第 27 条によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、当社は、基本料金を本約款第 18 条第２項に基づき停止期間中の日数につき日割計算をして、料金を算定いたします。

第 30 条（損害金）

１．お客さまが本約款第 27 条第 3 項ロ）に該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、損害金として当社に支払うものとします。

２．前項の免れた金額は、本約款に定められた供給条件に基づいて算定された金額と、不正な使用方法に基づいて算定された金額との差額といたします。

３．不正に使用した期間を確認できないときは、6 月以内で当社が合理的に決定した期間といたします。

第 31 条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

１．当社、ＵＰＧＭまたは一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止を求める場合があります。

イ）一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ロ）非常変災の場合

ハ）その他保安上必要がある場合

２．前項の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他の方法によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

第 32 条（損害賠償の免責）

１．あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合、当社およびＵＰＧＭは、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

２．本約款第 31 条第１項によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社およびＵＰＧＭの責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社およびＵＰＧＭは、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

３．本約款第 27 条によって電気の供給を停止した場合、または本約款第 38 条によって電気需給契約を解約した場合もしくは電気需給契約が消滅した場合には、当社およびＵＰＧＭは、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

４．漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社およびＵＰＧＭの責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社およびＵＰＧＭは、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。

５．天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社およびＵＰＧＭ、もしくはお客さまはその損害について賠償の責任を負いません。

６．当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客さまの損害について賠償の責任を負いません。

第 33 条（設備の賠償）

お客さまの故意または過失によって、その需要場所内の当社およびＵＰＧＭまたは一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、お客さまは、その設備について次の金額を賠償するものとします。

（１）　修理が可能である場合
　　修理費

（２）　紛失または修理が不可能の場合
　　帳簿価格と取替工費の合計額

VI. 契約の変更および終了

第 34 条（電気需給契約の変更）

お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合は、原則として当社所定の方法によって申込みをするものとします。なお、契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等の変更を希望される場合、その契約は、お客さまの変更の申出に基づく、ＵＰＧＭと一般送配電事業者との間の接続供給契約における変更手続きが完了した日以降の最初の検針日または計量日に変更されるものといたします。

第 35 条（名義の変更）

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きにより受け継ぐことができるものとします。この場合、新たなお客さまは、当社所定の方法によって届出をするものとします。

第 36 条（電気需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）

お客さまが契約電流、契約容量、契約電力を新たに設定しまたは増加された後１年に満たないで電気需給契約を消滅させる場合もしくはお客さまが契約電流、契約容量、契約電力を減少しようとされる場合において、ＵＰＧＭが託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金および工事費の精算を求められる場合は、お客さまは、その精算金を当社に支払うものとします。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

第 37 条（お客さまからの電気需給契約の廃止）

１．お客さまは、引越し（転出）その他のお客さまの都合により電気需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止を希望する日（以下「廃止希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で当社に申し出るものとします。当社およびＵＰＧＭは、お客さまの申し出をもとに、一般送配電事業者に対して、廃止希望日に電気需給契約を廃止するために必要な手続きを行います。なお、以下の場合を除き、電気需給契約はお客さまが申し出た廃止希望日に消滅いたします。

イ）当社がお客さまの廃止の申し出を、実際に使用を廃止した日以降に受けた場合は、原則としてその申し出を受け付けた日（当社が定める休日である場合には、その直後の当社が定める休日以外の日となります。）に消滅するものといたします。

ロ）お客さまの廃止の申し出が当社に到達した日から廃止希望日までの期間が１か月未満であることまたは当社の責めに帰することができない理由（災害等不可抗力による場合を除きます。）により電気需給契約を廃止するために必要な処置ができない場合は、電気需給契約は廃止するための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

２．お客さまは、当社との電気需給契約を廃止し、新たに他の小売電気事業者から電気供給を受ける場合には、新たに小売電気事業者に対し契約の申し込みをするものとします。当社は、当該小売電気事業者からの依頼を受け、お客さまと当社との電気需給契約を廃止するために必要な処置を行います。この場合、電気需給契約は、新たな小売電気事業者からお客さまへの電気の供給が開始される日に消滅いたします。

第 38 条（当社からの解約等）

お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の１５日前ま

でに通知いたします。

（１）　本約款第 27 条によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合

（２）　お客さまが、本約款第 37 条第１項による通知を行わず、需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合

（３）　支払期日を経過してもお客さまが料金を支払わない場合

（４）　支払期日を経過してもお客さまが他の電気需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払わない場合

（５）　本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（解約違約金、損害金工事費負担金その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払わない場合

（６）　お客さまが以下のいずれかに該当した場合

イ）仮差押え、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受けた場合

ロ）破産、民事再生、特別清算、会社更生等の手続き開始の申立てがあった場合

ハ）支払停止の状態に陥った場合

ニ）手形不渡り処分または手形取引停止処分を受けた場合

ホ）その他信用状態が悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる理由があるとき

ヘ）お客さまが当社に対し通知した内容が事実とは異なることが判明したとき

ト）本約款および託送供給等約款、関連法令・条例・規則等に反した場合

（７）　お客さまがその他本約款に違反した場合

第 39 条（電気需給契約消滅後の債権債務関係）

電気需給契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

VII. 工事および工事費の負担金

第 40 条（需給地点および施設）

電気の需給が行われる地点は、託送供給等約款における供給地点といたします。

第 41 条（計量器等の取付け）

１．料金の算定上必要な記録型計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の２次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。ただし、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにＵＰＧＭおよび一般送配電事業者がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は記録型計量器の付属装置とはいたしません。なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ）お客さまの希望によって記録型計量器の付属装置を施設する場合

ロ）変成器の２次配線等で、一般送配電事業者の規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望により特に長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

２．記録型計量器、その付属装置および区分装置の取付位置は、適正な計量ができ、かつ、検針、検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし、お客さまと一般送配電事業者との協議によって定めます。また、集合住宅等の場合で、お客さまの希望によって記録型計量器、その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには、お客さまと当社との協議により、あらかじめ解錠のための鍵等を提出していただくことがあります。

３．お客さまは、記録型計量器、その付属装置および区分装置の取付場所を、無償で提供す

るものとします。また、第１項によりお客さまが施設するものについては、当社および一般送配電事業者が無償で使用できるものといたします。

４．ＵＰＧＭは、記録型計量器に記録された電力量計の値等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には、ＵＰＧＭおよび一般送配電事業者が無償で使用できるものとします。

５．お客さまの希望によって記録型計量器、その付属装置および区分装置の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまは実費相当額を支払うものとします。

第 42 条（電流制限器等の取付け）

１．需要場所の電流制限器等は、一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り付けます。

２．電流制限器等の取付位置は原則として屋内とし、その取付場所はお客さまが無償で提供するものとします。

３．お客さまの希望によって電流制限器等の取付位置を変更し、またはこれに準ずる工事をする場合には、お客さまは実費相当額を支払うものとします。

第 43 条（供給設備の工事費負担金）

お客さまが新たに電気を使用される場合で、これに伴い新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、ＵＰＧＭが託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまはその負担金を支払うものとします。

第 44 条(需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け)

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで電気需給契約を廃止または変更される場合、お客さまは、一般送配電事業者から請求された費用を支払うものとします。なお、この場合に、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払うものとします。

VIII. 保 安

第 45 条（調査に対するお客さまの協力）

お客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社および一般送配電事業者登録調査機関に通知するものとします。

第 46 条.（保安等に対するお客さまの協力）

１．次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知するものとします。この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適当な処置をいたします。

イ）お客さまが、引込線、記録型計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

ロ）お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

２．お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知するものとします。また、物件の設置、変更または修繕工事をされ

た後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知するものとします。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

IX. そ の 他

第 47 条（反社会的勢力の排除）

１．お客さまは、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等その他これらに準ずる者（総称して、以下「反社会的勢力」といいます。）および以下の各号のいずれか一にでも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証するものとします。

（１） 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること

（２） 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

（３） 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること

（４） 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する 等の関与をしていると認められる関係を有すること

（５） 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

２．お客さまは、自らまたは第三者を利用して、以下の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを表明し、保証します。

（１） 暴力的な要求行為

（２） 法的な責任を超えた不当な要求行為

（３） 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

（４） 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

（５） その他前各号に準ずる行為

３．当社は、お客さまが第１項または前項に違反した場合は、お客さまが当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を喪失させ、また、通知または催告等何らの手続を要しないで直ちに電気需給契約を解除することができるものとします。この場合、当社は、解除されたお客さまの受けた損害について、一切の賠償の責めを負わないものとします。

第 48 条（管轄裁判所）

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて、東京簡易裁判所または東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 49 条（電気需給契約に係る個人情報の第三者提供）

本約款によって支払を要することとなった料金その他債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社およびＵＰＧＭは、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報をＵＰＧＭ以外の小売電気事業者へ提供することがあります。

第 50 条（本約款の実施日）

本約款は 2026 年 11 月 1 日より施行するものとします。

別　表

別表１．適用地域

本約款は、次の地域に適用いたします。ただし、電気事業法第２条第１項内８号イに定める離島は除きます。

（１） 北海道電力ネットワーク株式会社送配電地域
北海道

（２） 東北電力ネットワーク株式会社送配電地域
青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県、新潟県

（３） 東京電力パワーグリッド株式会社送配電地域
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、
静岡県の一部（富士川以東）

（４） 中部電力パワーグリッド株式会社送配電地域
愛知県、岐阜県（不破郡関ケ原町の一部を除く）、三重県（熊野市、
南牟婁郡紀宝町、南牟婁郡御浜町を除く）、静岡県の一部（富士川以西）、
長野県

（５） 北陸電力送配電株式会社送配電地域
富山県、石川県、福井県（一部を除く）、岐阜県の一部

（６） 関西電力送配電株式会社送配電地域
京都府、大阪府、滋賀県、兵庫県（赤穂市福浦を除く）、奈良県、和歌山県、
福井県（三方郡美浜町以西）、三重県（熊野市、南牟婁郡紀宝町、
南牟婁郡御浜町）、岐阜県（不破郡関ケ原町の一部）

（７） 中国電力ネットワーク株式会社送配電地域
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、兵庫県の一部、香川県の一部、
愛媛県の一部

（８） 四国電力送配電株式会社送配電地域
徳島県、高知県、香川県（一部を除く）、愛媛県（一部を除く）

（９） 九州電力送配電株式会社送配電地域
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

別表２．再生可能エネルギー発電促進賦課金

（１）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第２項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

（２）　再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の４月の検針日または計量日から翌年の４月の検針日または計量日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

（３）　再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ）再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その１ヶ月間の使用電力量に（１）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ）お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第１項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の４月の検針日または計量日から翌年の４月の検針日または計量日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第５項または第６項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日または計量日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イ）にかかわらず、イ）によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第３項に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、１円とし、その端数は、切り捨てます。

別表３．電源調達調整費

（１）　燃料費調整額は、別表１．に定める各送配電地域別に、以下の算式によって算定された燃料費調整単価に当該月のお客さまの使用電力量（キロワット時）を乗じた金額といたします。

$$燃料費調整単価 = \left(平均燃料価格 - 基準燃料価格 \right) \times \frac{基準単価}{1{,}000}$$

基準燃料価格、および基準単価は電力送配電地域ごとに以下の通りといたします。

電力送配電地域	基準燃料価格	基準単価
北海道	80,800	0.173
東北	83,500	0.197
東京	86,100	0.183
中部	45,900	0.233
北陸	79,800	0.165
関西	27,100	0.165
中国	80,300	0.212
四国	80,000	0.154
九州	27,400	0.136

平均燃料価格は、電力送配電地域ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は 100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝$A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$

A ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C ＝ 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α、β、およびγは電力送配電地域ごとに以下の通りといたします。

電力送配電地域	α	β	γ
北海道	0.1874	0.0899	1.0036
東北	0.0259	0.2563	0.8915
東京	0.0048	0.3827	0.6584
中部	0.0275	0.4792	0.4275
北陸	0.0415	0.0745	1.2499
関西	0.0140	0.3483	0.7227
中国	0.0406	0.0992	1.1994
四国	0.0875	0.0770	1.1770
九州	0.0053	0.1861	1.0757

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月末日までの期間	その年の 5 月の検針日から 6 月の検針日の前日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月末日までの期間	その年の 6 月の検針日から 7 月の検針日の

	前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年1月末日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年2月末日までの期間	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

（2） 調達調整費は、各契約種別における料金につき、一般社団法人日本卸電力取引所のスポット市場取引において、料金の算定期間の0時から24時の時間帯における各地域のエリアプライス平均値（以下、「調達単価」といいます。）に応じて、以下に定める調達調整費の還元または追加請求を行うものといたします。なお、当社は算定された調達調整費を電気料金に適用し、各月の請求書に記載することでお客さまにお知らせします。

① 還元基準値および追加請求基準値の設定

イ）還元基準値

当月の調達単価が5円00銭(税抜)を下回った場合、各契約種別における料金から、②に定める調達調整費(還元)を差し引くものといたします。

ロ）追加請求基準値

当月の調達単価が15円00銭(税抜)を上回った場合、各契約種別における料金から、②に定める調達調整費(追加請求)を加えるものといたします。

ハ）還元基準値および追加請求基準値の改定

当社は、毎年4月1日および10月1日時点において、還元基準値および追加請求基準値の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものといたします。

② 調達調整費の算定

以下の算式により算定された金額といたします。なお、調達調整費の端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

調達調整費(還元)	(還元基準値－調達単価)×使用電力量(kWh)×100%
調達調整費(追加請求)	(調達単価－追加請求基準値)×使用電力量(kWh)×100%

※N月の検針日または計量日からN+1月の検針日または計量日の前日までの期間において使用される電気の料金に対しては、N月の調達単価が適用されるものといたします。

別表４．契約種別

（１）　電灯プラン

別表６に定める非化石証書費の購入量に応じて GREEN10、GREEN50、GREEN100 の 3 種類の電灯プランを提供いたします。それぞれの電灯プランに適用する条件は次のとおりといたします。

イ）適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、(ｲ)または(ﾛ)のいずれかおよび(ﾊ)に該当するものに適用いたします。

(ｲ)　契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であること。

(ﾛ)　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、50 キロボルトアンペア未満であること。

(ﾊ)　1 需要場所において、電灯または小型機器を使用する需要に対する契約とあわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、当社、ＵＰＧＭおよび一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相２線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相３線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、各送配電地域において定められる標準周波数 50 ヘルツ、もしくは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相２線式標準電圧 200 ボルトまたは交流３相３線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約電流・契約容量

(ｲ)　当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電流または契約容量に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、契約容量は 6 キロボルトアンペアから 49 キロボルトアンペアまでの範囲における整数の値といたします。ただし、前小売電気事業者が契約電流または契約容量を定めていない場合、または新規に電気をご使用開始される場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

(ﾛ)　最低料金制において契約電力は定めません。

(ﾊ)　当社およびＵＰＧＭは、一般送配電事業者によって契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

（２）　動力プラン

別表６に定める非化石証書費の購入量に応じて GREEN10、GREEN50、GREEN100 の 3 種類の動力プランを提供いたします。それぞれの動力プランに適用する条件は次のとおりといたします。

イ）適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(ｲ) 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

(ﾛ) 1 需要場所において、電灯または小型機器を使用する需要に対する契約と

あわせて契約する場合は、契約電力の合計が 50 キロワット未満であること。ただし、当社および一般送配電事業者が認めた場合はこの限りではありません。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、各送配電地域において定められる標準周波数 50 ヘルツ、もしくは 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ）契約電力

当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約電力に準じるものとし、お客さまの申出によって定めます。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合、または新規に電気をご使用開始される場合には、お客さまと当社との協議によって定めます。

別表５．プラン別料金表
（１）　電灯プラン
①　基本料金制

電力送配電地域	料金			
	種類		区分	単価（円）
北海道	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、1 キロワットにつき	526.49
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	34.73
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	41.02
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	44.74
東北	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、1 キロワットにつき	375.37
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	30.30
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	37.05
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	41.00
東京	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、1 キロワットにつき	361.03
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	29.80
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	36.40
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	40.49
中部	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、1 キロワットにつき	416.14
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	21.20
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	25.67
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	28.62
北陸	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、1 キロワットにつき	278.30
	電力量	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	29.89
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	33.78

	料金	第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	35.49
関西	基本料金		1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	461.93
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	18.44
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	21.65
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	24.15
中国	基本料金		1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	449.43
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	30.60
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	36.69
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	38.56
四国	基本料金		1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	441.10
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	27.97
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	33.50
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	36.42
九州	基本料金		10 アンペア、1 キロボルトアンペア、 1 キロワットにつき	408.54
	電力量料金	第一段階	120kWh までの 1kWh につき	18.30
		第二段階	120kWh を超え 300kWh までの 1kWh につき	23.90
		第三段階	300kWh を超える 1kWh につき	26.90

※全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。
※15A の時の基本料金は、10A の時の 1.5 倍といたします。
※上記に関わらず、異なる条件が別途個別の申込書等に記載されている場合には、個別の申込書等が優先するものといたします。

② 最低料金制

電力送配電地域	料金			
	種類		区分	単価（円）
関西	最低料金		1契約につき最初の15kWhまで	653.06
	電力量料金	第一段階	15kWhを超え120 kWhまでの1kWhにつき	20.65
		第二段階	120kWhを超え300 kWhまでの1kWhにつき	26.24
		第三段階	300kWhを超える1kWhにつき	29.22
中国	最低料金		1契約につき最初の15 kWhまで	933.28
	電力量料金	第一段階	15kWhを超え120 kWhまでの1kWhにつき	33.29
		第二段階	120kWhを超え300 kWhまでの1kWhにつき	39.97
		第三段階	300kWhを超える1kWhにつき	42.09
四国	最低料金		1契約につき最初の11 kWhまで	873.07
	電力量料金	第一段階	11kWhを超え120 kWhまでの1kWhにつき	31.37
		第二段階	120kWhを超え300kWhまでの1kWhにつき	37.99
		第三段階	300kWhを超える1kWhにつき	41.50

※最低料金制は、使用する最大容量が原則6kVA未満である場合に適用いたします。
※上記に関わらず、異なる条件が別途個別の申込書等に記載されている場合には、個別の申込書等が優先するものといたします。

（2） 動力プラン

電力送配電地域	料金		
	種類	区分	単価(税込)
北海道	基本料金	契約容量1kWにつき	1,494.15
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	27.23
		その他季の1kWhにつき	27.23
東北	基本料金	契約容量1kWにつき	1,290.30
	電力量料金	夏季の1kWhにつき	28.39
		その他季の1kWhにつき	26.94

東京	基本料金	契約容量 1kW につき	1,156.66
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	27.14
		その他季の 1kWh につき	25.57
中部	基本料金	契約容量 1kW につき	1,258.17
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	16.84
		その他季の 1kWh につき	15.29
北陸	基本料金	契約容量 1kW につき	1,133.22
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	24.49
		その他季の 1kWh につき	23.43
関西	基本料金	契約容量 1kW につき	1,134.17
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	14.76
		その他季の 1kWh につき	13.27
中国	基本料金	契約容量 1kW につき	1,162.55
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	27.17
		その他季の 1kWh につき	25.88
四国	基本料金	契約容量 1kW につき	1,227.38
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	26.46
		その他季の 1kWh につき	25.02
九州	基本料金	契約容量 1kW につき	1,074.65
	電力量料金	夏季の 1kWh につき	17.35
		その他季の 1kWh につき	15.66

※全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。
※上記に関わらず、異なる条件が別途個別の申込書等に記載されている場合には、個別の申込書等が優先するものといたします。

別表６．非化石証書費

（１） プラン別の非化石証書購入量

プラン	非化石証書の購入量
GREEN10	お客さまの使用電力量の 10%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 10%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN50	お客さまの使用電力量の 50%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 50%の電気とすることを実現するプラン※
GREEN100	お客さまの使用電力量の 100%の非化石証書を購入することで、実質再エネ 100%の電気とすることを実現するプラン※

※非化石証書は市場取引（日本卸電力取引所（JEPX）が管理する非化石価値取引市場での取引）によって購入するものであるため、十分な量を調達できない場合があります。

（２） プラン別非化石証書費

プラン	料金	
	区分	単価(税込)
GREEN10	使用電力量 1kWh につき	0.14 円
GREEN50		0.72 円
GREEN100		1.43 円

（３） 非化石証書費の改定

当社は、非化石証書の市場取引価格が改定された場合、毎年 4 月 1 日時点において、非化石証書費の見直しを行い、当社が必要と判断した場合は、その内容を改定することが出来るものといたします。

別表７．使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、次によります。

（１）　過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ）前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ）前３月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前３月間の使用電力量}}{\text{前３月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（２）　使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の入力容量にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

（３）　取替後の計量器によって計量された期間の日数が 10 日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

（４）　参考のために取り付けた計量器の計量による場合、参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、本約款第 41 条に準ずるものといたします。

（５）　公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{\text{100 パーセント＋（± 誤差率）}}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ）お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ）当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

別表８．日割計算の基本算式

（１）　日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ）基本料金または最低料金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金}\times\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ただし、本約款第 18 条第１項ロ）に該当する場合は、

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$ は、$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ロ）料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(ｲ)　電灯プラン

i.　最低料金が適用される契約種別

最低料金適用電力量

$$=\text{別表 5 に定める最低料金適用電力量}\times\frac{\textit{日割計算対象日数}}{\textit{計量期間等の日数}}$$

第一段階料金適用電力量

$$=\text{別表 5 に定める第一段階料金適用電力量}\times\frac{\textit{日割計算対象日数}}{\textit{計量期間等の日数}}$$

第二段階料金適用電力量

$$=\text{別表 5 に定める第二段階料金適用電力量}\times\frac{\textit{日割計算対象日数}}{\textit{計量期間等の日数}}$$

ii.　それ以外の契約種別

第一段階料金適用電力量

$$=\text{別表 5 に定める第一段階料金適用電力量}\times\frac{\textit{日割計算対象日数}}{\textit{計量期間等の日数}}$$

第二段階料金適用電力量

$$=\text{別表 5 に定める第二段階料金適用電力量}\times\frac{\textit{日割計算対象日数}}{\textit{計量期間等の日数}}$$

(ﾛ)　本約款第 18 条第１項ロ）に該当する場合は、(ｲ) の$\frac{\textit{日割計算対象日数}}{\textit{計量期間等の日数}}$ は、$\frac{\textit{日割計算対象日数}}{\textit{暦日数}}$ といたします。

(ﾊ)　(ｲ)によって算定された第一段階料金適用電力量、第二段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ハ）日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(ｲ) 本約款第 18 条第１項イ）の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 本約款第 18 条第１項ロ）の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ニ）日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定する場合

(ｲ) 本約款第 18 条第１項イ）の場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ﾛ) 本約款第 18 条第１項ロ）の場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

（２）　（１）イ）およびロ）にいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ）電気の供給を開始した場合

供給を開始した日の属する月の日数といたします。

ロ）電気需給契約が消滅した場合

需給が消滅した日の直前の検針日または計量日が属する月の日数といたします。

ハ）供給を開始した後、同一の料金算定期間中に電気需給契約が消滅した場合

需給を消滅した日の直前の検針日または計量日が属する月の日数といたします。

別表９．需要場所

（１）　１構内をなすものは１構内を１需要場所とし、これによりがたい場合には、（２）および（３）によります。なお、１構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

（２）　１建物をなすものは１建物を１需要場所とし、これによりがたい場合には、（３）によります。なお、１建物をなすものとは、独立した１建物をいいます。ただし、複数の建物であってもそれぞれが地上または地下において連結され かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は１建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

（３）　構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ）居住用の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として１需要場所といたします。

(ｲ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ﾛ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ﾊ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

ロ）居住用以外の建物の場合

１建物に会計主体の異なる部分がある場合で、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分され、かつ、共用する部分がないときまたは各部分の所有者が異なるときは、各部分をそれぞれ１需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として１需要場所といたします。

ハ）居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

１建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロ）に準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

別表１０．記録型計量器以外の計量器で計量する場合の特別措置

30 分ごとに計量することができない計量器（以下「記録型計量器以外の計量器」といいます。）で計量するときの電気の算定期間については 、次のとおりとします。

当月の電気の算定期間は、前月の電気の検針日または計量日から当月の電気の検針日または計量日の前日までの期間（ただし、電気の算定期間の始期以降当該電気の算定期間の終期までの間に記録型計量器による計量が可能となった場合は、当該電気の算定期間の翌月の電気の算定期間は、当月の電気の検針日または計量日から翌月の電気の計量日の前日までの期間とし、当該電気の算定期間の翌々月以降の電気の算定期間は、本則によるものとし、以下「検針期間等」といいます。）とします。ただし、当社が電気の需給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の電気の算定期間は、その需給開始日から直後の電気の検針日または計量日の前日までの期間または直前の電気の検針日または計量日の翌日から消滅日の前日までの期間とします。

別表１１．その他調整額

当社は、容量市場における供給力の取引に関してＵＰＧＭが負担する容量拠出金について、この容量拠出金に相当する額として当社が定める金額を、２０２４年４月の検針日または計量日（以下「検針日等」といいます。）以降の期間にお客さまが使用する電気の料金において、その他調整額としてお客さまにご請求いたします。

（１）　その他調整額の算定

その他調整額は、次の計算式により算定される金額とします。なお、その他調整額単価の単位は１銭とし、１銭未満の端数は切り捨てるものとします。

その他調整額 ＝ その他調整額単価 × 契約電力（キロワット）

※契約電流の場合には 10 アンペアを、契約容量の場合には１キロボルトアンペアを、１キロワットとみなします。

※最低料金制の場合、契約電力は４キロワットとみなします。

（２）　その他調整額の算定

電力送配電地域	料金	
	区分	単価（税込）
北海道	契約電力１キロワットにつき	208.0 円
東北	契約電力１キロワットにつき	112.0 円
東京	契約電力１キロワットにつき	163.0 円
中部	契約電力１キロワットにつき	124.0 円
北陸	契約電力１キロワットにつき	154.0 円
関西	契約電力１キロワットにつき	182.0 円
中国	契約電力１キロワットにつき	181.0 円
四国	契約電力１キロワットにつき	133.0 円
九州	契約電力１キロワットにつき	163.0 円

※１：当社は、毎月、その他調整額単価の見直しを行います。

※２：その他調整額単価を変更する場合に限り、当社は、翌月の検針日等から翌々月の検針日等の前日までの算定期間のその他調整額の計算に適用するその他調整額単価を、あらかじめ電子メールの送信または当社所定の WEB サイトに掲載する方法により、お客さまにお知らせします。

（３）　調整金の請求または還元

当社は、お客さまにお支払いいただいたその他調整額の総額と、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額とに差額が生じた場合には、その事由に応じて、次の種別の調整金の請求または還元を行うことができるものとします。なお、調整金の請求または還元は、その他調整額の請求を受けたお客さまか否かに関わりなく、電力広域的運営推進機関が当社に対して容量拠出金請求額を通知した日の属する月をＮ月として、Ｎ＋２月の検針日等からＮ＋３月の検針日等の前日までの期間（以下「調整金適用期間」といいます。）において電気の供給した供給地点の料金を対象に行います。

イ）シェア率変動調整金

容量拠出金仮請求額に基づくその他調整額と容量拠出金請求額の月次精算に伴う調整金をいいます。

ロ）年間再算定調整金

小売電気事業者の新規参入や倒産、容量提供事業者への経済的ペナルティの発生等を踏まえて電力広域的運営推進機関が行う容量拠出金の年次精算に伴う調整金をいいます。

（４） 調整金の算定

各調整金は、の計算式により算定される金額とします。なお、調整金の単位は１銭とし、１銭未満の端数は切り捨てるものとします。

調整金 ＝ 調整金単価 × 契約電力（キロワット）

※契約電流の場合には 10 アンペアを、契約容量の場合には１キロボルトアンペアを、１キロワットとみなします。

※最低料金制の場合、契約電力は４キロワットとみなします。

（５） 調整金単価

各調整金単価は、当社が受領したその他調整の総額から、電力広域的運営推進機関から請求された容量拠出金の総額を差し引いて得た金額を基に算定します。各調整金単価は、各調整金適用期間の開始日前に、電子メールの送信または当社所定の WEB サイトに掲載する方法により、お客さまにお知らせします。

（６） 調整金の請求または還元の方法

調整金がプラスの金額になる場合には、調整金の請求をし、調整金がマイナスの金額になる場合には、調整金の還元を行うものとし、調整金の請求または還元は、調整金適用期間において使用される電気の料金に加算または相殺することで行うものとします。ただし、当社は、あらかじめお客さまに通知することにより、調整金の全部または一部の請求または還元を、分割して行うことができるものとします。なお、調整金の還元額が、調整金の相殺を行う電気料金の金額を超過する場合には、当該超過分を次月の電気料金と相殺することで還元するものとし、その後も同様とします。

（７） 電気需給契約が終了した場合における調整金の取扱い

当社が調整金の請求または還元を分割して行った場合において、電気需給契約の終了日に未請求または未還元の調整金（以下「未履行調整金額」といいます。）が生じるときは、当社は、最終の電気料金の請求時に一括して未履行調整金額の請求または還元することができるものとします。なお、還元する未履行調整金額の額が最終の料金の額を上回る場合には、当社が適切と判断する方法により還元することができるものとします。